

税金・社会保険料 決定時期と仕組み 簡単まとめ (4月～6月対応)



※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年2月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

税金と社会保険料 決定時期と仕組みの概要

所得税（源泉所得税）

要点チェックリスト

チェック	ポイント
☐	給与支払時に毎月源泉徴収される国税です。
☐	給与から控除する所得税額は国税庁の定める「給与所得の源泉徴収税額表」に基づき算出されます。
☐	従業員が年初または入社時に提出する「給与所得者の扶養控除等申告書」の有無で適用区分が異なり、提出がある場合は主たる給与として甲欄を適用し控除額を考慮した税額に、提出がない場合は副収入扱いとして乙欄の税額を徴収します。
☐	源泉徴収された所得税は毎月または翌月10日までに国に納付し、年末に年末調整（最終的な税額精算）を行うことで、その年の所得税額が確定します。
☐	基本的に4月から6月の給与水準が直接所得税を増減させることはありません （所得税は年間所得に基づき計算され、4～6月だけで税額が決まるわけではないため）。

住民税（市区町村民税・都道府県民税）

要点チェックリスト

チェック	ポイント
☐	前年1月～12月の個人所得に基づき各市区町村が課税する地方税です。
☐	企業に勤務する従業員については特別徴収（給与天引き）により納付する仕組みとなっています。
☐	毎年1月末までに企業から提出される「給与支払報告書」に基づき各自治体で税額計算が行われ、5月末までに各企業（特別徴収義務者）宛に当年度の住民税の「特別徴収税額決定通知書」が送付されます。
☐	これに従い、6月の給与から翌年5月の給与までの12か月間で均等割りにした住民税額を毎月差し引き、自治体へ納付します。
☐	したがって、新年度分の住民税は毎年6月給与から天引き開始となり、前年より所得が増減していれば6月以降の手取り額にも反映されます。
☐	4～6月の時点では住民税は前年収入に応じ決定済みであり、4～6月の給与額によって当年の住民税額が直ちに変動することはありません。

社会保険料（健康保険・厚生年金保険・介護保険）

要点チェックリスト

チェック	ポイント
☐	会社員の給与から毎月控除される保険料の総称です。
☐	健康保険料および厚生年金保険料（40歳以上は介護保険料含む）は、それぞれ標準報酬月額に保険料率を乗じて計算されます。
☐	標準報酬月額は、被保険者（従業員）の報酬を一定の幅で区分した等級で、社会保険料計算の基準となる金額です。
☐	社会保険料は会社と従業員が労使折半（折半額が従業員負担として給与天引き）で納める決まりであり、保険料額表の「折半額」の欄に示された金額が給与から控除される本人負担分となります。社会保険の標準報酬月額は、入社時に仮決定された後も毎年見直されます。その主な見直しが定時決定と呼ばれる年1回の改定です。
☐	具体的には毎年4月、5月、6月の実際の給与支給額（各月の総支給額）を平均し、その平均額に対応する等級の標準報酬月額を新たに決定します。この定時決定に基づく新標準報酬月額は9月分から翌年8月分までの健康保険・厚生年金保険料に適用されます。
☐	言い換えると、4～6月の給与水準に応じてその年9月以降の1年間の社会保険料が決まる仕組みです。
☐	したがって、 4～6月に残業や手当が多く給与が平常より増えると、翌9月から翌年8月まで控除される社会保険料額も高くなる可能性があります。 （※所得税ではなく社会保険料が影響を受ける点に注意。）

雇用保険料

要点チェックリスト

チェック	ポイント
☐	雇用保険料は失業等給付に備える保険料で、従業員の給与から一定率で毎月天引きされます（会社も別途負担します）。
☐	雇用保険料率は年度によって見直される場合があり、法改正等で料率変更があれば通常毎年4月または10月から新料率が適用されます。
☐	年度当初（4月）に料率変更がある場合、人事担当者は給与計算ソフトの設定変更や周知を行う必要があります。
☐	なお、労災保険料と併せた労働保険の年度更新手続き（前年4月～当年3月の給与総額に基づく精算と概算保険料申告）も毎年6月初旬～7月10日までにを行います。
☐	この手続きでは労働保険料の確定と年度更新を行います。従業員の給与天引き額には直接影響しないため、本資料では参考事項として挙げています。

人事労務担当者が 押さえておくべきポイント

人事労務担当者が押さえておくべきポイント

チェック	年間スケジュールの把握と準備
☐	4～6月は税・社会保険の切替え時期であり、年に一度の重要な手続き（住民税決定通知対応、社会保険算定基礎届作成）が集中します。
☐	事前にスケジュールを把握し、必要なデータ収集やシステム設定の準備を計画的に進めましょう。特に住民税の変更適用（6月）と算定基礎届の提出（7月上旬）は期限が明確なので逆算して対応します。
チェック	従業員への周知と説明
☐	毎年6月と9月は従業員の給与控除額に変化が生じやすいタイミングです。6月は住民税、9月は社会保険料（標準報酬月額改定）により手取り額が変動します。
☐	人事労務担当者は事前にその旨を通知したり、給与明細上でわかりやすく表示する等の配慮を行いましょう。
☐	「なぜ今月から住民税が上がったのか」「社会保険料が増えたのはなぜか」といった問い合わせに対し、本資料で述べた仕組みを踏まえて丁寧に説明できるようにしておくことが望めます。

【免責】

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。

※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。

※当資料は、2025年2月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。